

なすしおばら

広報

2006
11.20
No.46



CONTENTS [もくじ]

- あなたの住民税が変わります…………… 2 p
- 市土地利用計画を策定しています…………… 4 p
- タウンピックス…………… 6 p
- くらしの情報…………… 8 p
- 12月の保健…………… 14 p
- 市の木・花デザイン作品募集…………… 20 p

第1回那須塩原ハーフマラソン大会

「第1回那須塩原ハーフマラソン大会」が、11月3日(金)、くろいそ運動場を発着点に行われ、秋晴れの下、約2,300人が自然豊かなコースを快走しました。この大会は、合併後ハーフマラソン大会として初開催したもので、コースは、1_{km}・2_{km}・3_{km}・5_{km}(写真)・ハーフの5種類。ハーフ優勝者1名には、12月のホノルルマラソン招待券が贈られたほか、70歳以上の参加者18人に「シルバー賞」、最北端(常広市)と最南端(宮崎市)からの参加者には「遠来賞」が手渡されました。



あなたの住民税が変わります

来年度（平成19年度）から、皆さんが納める住民税や所得税が大きく変わります。

そこで、広報なすしおぼらでは、11月5日号から12月5日号までの3回シリーズで、この税制改正を紹介しています。改正の主な内容は、次の5つです。

主な改正点

1. 国から地方に3兆円の税源が移譲されます。
2. 住民税は来年6月から、所得税は来年1月から変わります。
3. 住民税所得割の税率は10%に統一されます（均等割4000円は変わりません）。また、所得税の税率も改正されます。
4. ただし、住民税が増えても、所得税が減るため、皆さんの税負担は変わりません。
5. 住民税から人的控除額の差（調整控除）を差し引きます。

2回目となる今号では、11月5日号で説明できなかった改正点について説明します。



税源移譲

■定率減税が廃止されます （住民税は平成19年度から、所得税は平成19年分から）

平成17年度の税制改正によって、定率減税が廃止されました。

廃止の時期は、住民税が平成19年度から、所得税が平成19年分からです。詳しくは、下表をご覧ください。

	平成18年度住民税 〔平成17年分所得税〕	平成19年度住民税 〔平成18年分所得税〕	平成20年度住民税 〔平成19年分所得税〕
住民税	所得割額の7.5%相当額を減額 (上限2万円)	廃止	—
所得税	所得税額の20%相当額を減額 (上限25万円)	所得税額の10%相当額を減額 (上限12万5千円)	廃止

■65歳以上の人の住民税の非課税措置が段階的に廃止されます

平成17年度までは、65歳以上の人でかつ前年の合計所得金額が125万円以下の場合、住民税が非課税となっていました。しかし、この非課税制度は17年度の税制改正で段階的に廃止されることになり、平成20年度から住民税が全額課税されることになりました。なお、経過措置として、平成18・19年度は、一定条件を満たす人の住民税が減額されることになっています。

◆減額対象 次の2つの要件のどちらにもあてはまる人

(1) 平成17年1月1日現在で65歳以上の人（昭和15年1月2日以前に生まれた人）

(2) 前年(平成19年度の場合は平成18年中)の合計所得金額が125万円（年金収入で245万円）未満の人

◆減額内容 下表のとおり

	所得割額	均等割額		
	市民税・県民税	市民税	県民税	合計
平成18年度 (3分の1課税)	税額の3分の1を課税	1,000円 (3分の1課税)	300円 (3分の1課税)	1,300円 (3分の1課税)
平成19年度 (3分の2課税)	税額の3分の2を課税	2,000円 (3分の2課税)	600円 (3分の2課税)	2,600円 (3分の2課税)
平成20年度以降 (全額課税)	全額課税	3,000円 (全額課税)	1,000円 (全額課税)	4,000円 (全額課税)

■均等割額がかからない人の基準が改正されています（平成18年度から）

均等割額（市民税額3,000円、県民税額1,000円の合計4,000円）の非課税範囲が、今年度から次のように改正されています。なお、均等割額が非課税の人は所得割も非課税になりますので、住民税が非課税ということになります。

合計所得金額が次の金額以下の人

改正前（17年度まで） 28万円×（控除対象配偶者＋扶養人数＋1）＋※18万円

改正後（18年度から） 28万円×（控除対象配偶者＋扶養人数＋1）＋※17万円

※の加算額は、控除対象配偶者または扶養親族がいる場合にのみ、加算することができます。

【例】

- 扶養がない場合……所得額が28万円（28万円×1＋0円）以下なら均等割非課税（住民税非課税）
- 控除対象配偶者がいる場合……所得額が73万円（28万円×2＋17万円）以下なら均等割非課税（住民税非課税）

■所得割額がかからない人の基準が改正されています（平成18年度から）

所得割額（来年度から税率が一律10%になります）の非課税範囲が、今年度から次のように改正されています。

総所得金額、退職所得金額および山林所得金額が次の金額以下の人

改正前（17年度まで） 35万円×（控除対象配偶者＋扶養人数＋1）＋※35万円

改正後（18年度から） 35万円×（控除対象配偶者＋扶養人数＋1）＋※32万円

※の加算額は、控除対象配偶者または扶養親族がいる場合にのみ、加算することができます。

【例】

- 扶養がない場合……所得額が35万円（35万円×1＋0円）以下なら所得割非課税
- 控除対象配偶者がいる場合……所得額が102万円（35万円×2＋32万円）以下なら所得割非課税

▶均等割額、所得割額の非課税限度額の収入金額

均等割額、所得割額がかからない収入金額（非課税限度額）を家族構成ごとにまとめると下表のとおりです。

		1人暮らし	夫婦	夫婦と子ども1人	夫婦と子ども2人
給与収入	均等割	930,000円 (所得で28万円)	1,380,000円 (所得で73万円)	1,683,999円 (所得で101万円)	2,103,999円 (所得で129万円)
	所得割	1,000,000円 (所得で35万円)	1,703,999円 (所得で102万円)	2,215,999円 (所得で137万円)	2,715,999円 (所得で172万円)
年金収入 (65歳以上の 場合)	均等割	1,480,000円 (所得で28万円)	1,930,000円 (所得で73万円)	2,210,000円 (所得で101万円)	2,490,000円 (所得で129万円)
	所得割	1,550,000円 (所得で35万円)	2,220,000円 (所得で102万円)	2,570,000円 (所得で137万円)	2,920,000円 (所得で172万円)

(注) 配偶者、子どもの所得金額が38万円以下の場合です

次回（12月5日号）では、平成20年度の改正点（住宅ローン控除適用者に対する調整措置、地震保険料控除の創設など）を説明します。

那須塩原市土地利用計画を策定しています

市では、農林業や商業など関係団体の代表者や、公募市民、専門的な知識を有する大学教授などで構成する土地利用計画策定懇談会を設置し、さまざまな意見をいただきながら、土地利用計画の策定を行っています。

■ 国土利用計画那須塩原市計画

市の土地利用に関する基本的な考え方や指針を示すもので、市域全体の土地利用の基本方針と利用区分別（農用地・森林・宅地など）の基本方針や規模の将来目標を示します。

■ 那須塩原市土地利用調整基本計画

国土利用計画那須塩原市計画を具体化し、地域の特性に応じた区域設定を行い、区域ごとの土地利用の考え方や誘導のための基準・方針を示します。

パブリックコメント（市民からの意見募集）を行います
国土利用計画那須塩原市計画（素案）がまとまりましたので、皆さんからの意見を募集します

- ◆ 募集期間 11月22日(水)～12月22日(金)
- ◆ 提出先 企画情報課企画係
 - ・ 郵送 〒325-8501 共墾社108-2
那須塩原市役所企画情報課あて
 - ・ FAX 0287 (62) 7220
 - ・ 電子メール
kikakujouhou@city.nasushiobara.lg.jp
- ※西那須野支所、塩原支所の各総務課窓口および箒根出張所窓口でも預かります。
- ◆ 提出方法 提出先の窓口に備え付けの意見書に必要事項を記入して提出（意見書は市のホームページからもダウンロードできます）
※氏名、住所、連絡先を明記してください。
※個人情報は公表しません。また、目的以外には使用しません。
※提出された書面は返却できません。
- ◆ 素案の閲覧場所 企画情報課、西那須野支所総務課、塩原支所総務課、箒根出張所、市ホームページ (<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>)

◆ 問い合わせ
企画情報課企画係 ☎0287 (62) 7106

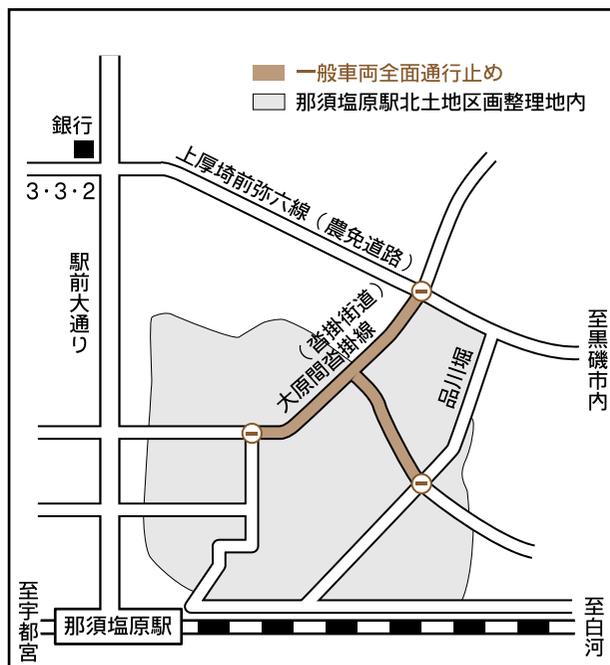
交通規制に協力をお願いします

塩原消防団通常点検街頭分列行進を実施するため、次の場所が通行止めとなりますので、協力をお願いします。

- ◆ と き
11月26日(日)
午後3時15分～午後4時
- ◆ ところ
国道400号畑下八汐橋T字路～古町塩原交番前T字路までの間
- ◆ 問い合わせ
塩原分署庶務予防係
☎0287 (32) 2949

区画整理事業による都市計画道路および区画道路築造工事のため、右図のとおり交通が規制されますので協力をお願いします。駅方面に行く際は、なるべく駅前大通りを利用してください。

- ◆ 工事期間
3月下旬まで
- ◆ 交通規制
12月上旬～来年3月下旬まで一般車両全面通行止め
- ◆ 問い合わせ
区画整理課事業係
☎0287(65) 1111



暮らしの中に潜む危険から 子どもを守りましょう

日常の暮らしの中には、思わぬところに子どもにとって重大な事故につながる危険が潜んでいます。最近の事例から注意点を紹介します。

家庭用シュレッダー

「2歳8カ月の女兒がシュレッダーに手の指を挟んで9本切断した」との情報が寄せられたことを受け、国民生活センターはテストを行い、シュレッダーの安全性にかかわる総合的な情報を提供することにしました。

テストした16銘柄中、乳幼児の模擬指が投入口に引き込まれ切断されるものが7銘柄ありました。また、床置きタイプの場合、投入口に乳幼児の手が容易に届く高さであることや、手動式と違って自動式は紙の引き込み力が強く、乳幼児だと紙をつかんだまま引き込まれるなどの危険性があります。

—注意点—

1. 乳幼児や子どもに使用させない。
2. 安全対策されたものもあるので、特に乳幼児がいる家庭では購入の際に参考にする。
3. 着衣や髪の毛などを投入口に近づけない。

自動車のスライドドア

2000年4月～2005年10月末に、国民生活センターに寄せられた自動車のドアに挟むなどした事故は755件でした。そのうち10歳未満の子どもが全体の約半数を占め、特に2歳を中心に1～6歳に事故が多く発生しています。

パワースライドドアはリモコン操作で、車から60m離れていても開閉できるため、周辺や車内の様子がわからないときに使うと思わぬ事故につながる危険性があります。

—注意点—

1. 車内からドアを開けられないよう、チャイルドロックをかける。
2. ドアを閉める際は、周辺、特に子どもの行動に注意する。
3. 坂道では、慎重に操作する。
4. リモコン操作は、ドア周辺が確認できる位置で行う。

乳幼児チェア

乳幼児チェアには、ハイチェア・ハイローチェアその他、ラック付ハイローチェア、テーブル取り付け式チェアなどがありますが、食事中に転落した、手や指を挟みけがをしたといった事故情報が寄せられています。

—注意点—

1. 肩ベルトや股・腰ベルトなどの装備を確認して購入し、有効利用する。
2. 手や指を挟む可能性のある隙間や、転んだときに顔などを突く可能性のある突起がないか確認する。
3. 乳幼児が立ち上がった時、ダイニングテーブルを蹴ったりすると転落・転倒の可能性があるため、十分に注意する。

消費生活センター ☎ 0287(63)7900

(開設時間：平日の午前8時30分～午後5時)

※消費生活センターは「消費者個人」と「事業者」との間のトラブルに関する相談を受け付けている機関です。



人家がまぼらで、通行量の少ない道路沿いに捨てられたごみ



残念ながら市内には、ポイ捨てをはじめ、ごみの不法投棄が後を絶ちません。

ごみの不法投棄は、法律により「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます。

これから年末の大掃除などで、家庭から出るごみの量が増えると思いますが、ごみは地区のごみステーションに出すか、清掃センターに持ち込むなど、必ず決められた方法で処理するようにお願いします。

また、土地を所有・管理している人は、ごみを捨てられないように下草刈りをする、堀や囲いを設ける、定期的に現況を確認するなどして適切な土地の管理をお願いします。

◆問い合わせ

本庁(黒磯)環境課産業廃棄物対策係

☎ 0287(62)7144

西那須野支所生活環境課環境係

☎ 0287(37)5104

塩原支所生活環境課環境係

☎ 0287(32)2939



西那須野産業文化祭が開催されました

さわやかに晴れ渡った10月28日(土)・29日(日)、にしなすの運動公園・健康長寿センターをメイン会場として、西那須野産業文化祭が開催されました。

商工祭・教育祭・芸術祭・福祉祭・健康祭・郷土芸能祭や畜産フェアなど多くのイベントが開催され、約35,000人の人たちににぎわいました。



▲オープニングを飾った東保育園園児たちの鼓笛隊



▲たくさん採れるかな？いも掘り体験



◀健康長寿センター会場でも、いろいろな催し物がありました



▲「ねえ、ぼくかっこいいでしょ？」
〈ちびっ子消防体験〉



◀子ども疎水太鼓



▲商工祭・教育祭会場



▲同時開催された畜産フェアも多くの人たちににぎわいました



ごみ問題 真剣に考えて

～ごみに関する啓発ポスターコンテスト表彰式～



10月16日(月)、市役所会議室で「ごみに関する啓発ポスターコンテスト」の表彰式が行われました。

市内の小学生が、「ごみ問題」について真剣に考え、きれいな色づかいで描いてくれた作品はどれも力作ばかり。

今年は、178点の応募があり、その中から6点の入賞作品が選ばれました。

◆審査結果(敬称略)

- ・金賞 針生麻菜美(大原間小6年)
- ・銀賞 相馬なな(東原小4年)、星 美緒(東原小2年)
- ・銅賞 藤屋寛子(埼玉小6年)、神田日和(埼玉小3年)、後藤倅太(共英小1年)

入賞作品は、来年2月に「いきいきふれあいセンター」で開催する「消費生活と環境展」に展示しますのでご覧ください。

5人の花嫁薬師様参り ～峯薬師大祭～



10月15日(日)、薬王寺(塩野崎)で「峯薬師大祭」が開かれました。

「嫁さん薬師参り」とも呼ばれるこのお祭りは、昭和40年ころから30年以上途絶えていましたが、平成3年に薬王寺の世話人が中心となって復活。以後毎年10月の第3日曜に行われており、地区内に嫁いできた5人の女性が、艶やかな花嫁衣裳に身を包んでお参りをし、お祭りに花を添えました。

また、会場内のステージでは御詠歌奉詠や巻狩お囃子の演奏が行われたほか、豚汁などがふるまわれ、たくさんの人でにぎわいました。

一足早い紅葉を求めて

～塩原温泉ビジターセンター紅葉ウォーク～

秋の訪れを一足早く楽しもうと、塩原温泉ビジターセンターでは、10月15日(日)に尾頭峠、22日(日)には弥太郎山へハイキングを実施しました。

尾頭峠では、旧会津街道を歩きながら秋に赤い実のなる樹木を観察。ツリバナ・アズキナシ・ガマズミなどを紅葉の林の中から見つけることができました。

弥太郎山(写真)では、塩那スカイラインからの紅葉の眺望を楽しみながら赤く色づいたカエデを観察。ヤマモミジ・ウリハダカエデ・ハウチハカエデなどをカラマツの黄色い林の中から見つけることができました。

